

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所／日本部
パートナー弁護士法学博士 熊琳

第130回 改正「個人所得税法」の施行開始—税制の大幅な変更

中国の「個人所得税法」は1980年に施行されて以来、過去6度にわたる改訂が行われてきました。2018年8月31日の全国人民代表大会による決定は7度目の改訂となり、改正「個人所得税法」（以下、新法という）が今年1月1日からすでに施行されています。過去の改訂では主に税率や課税最低限などへの変更が行われてきたのに対し、今回は個人所得税の徴収体制そのものが大幅に変更されています。以下では、そのポイントについて解説いたします。

◇旧法体制下における個人所得税の納税方式

旧法においては、比較的単純な個人所得税の計算方法が設定されていた。現法従業員A氏の月収は1万3000円で、社会保険料控除後の1万元が課税所得となる。そこから旧法の規定に基づいて3500円の免税控除額を差し引いた6500元に相応する税率により計算された745円の税金を納めると、最終的な手取り賃金は9255円となる。住宅ローンの利子や家賃など生活面の支出を課税ベースから控除できないことで、物価高の昨今、多くの国民は税負担が重いと感じ、税制の不合理性に不満を抱いてきた。

◇新法で注目される重要な内容

新法では、個人所得税の税率調整、全体的な税負担の引き下げだけでなく、以下の面において重要な変更がなされています。

1. 納税申告方式の調整

居住納税者の賃金給与、役務報酬、原稿料、特許使用料の4項目の所得をまとめて「総合所得」とし、1年を周期として個人所得税を合算し、月ごとの計算は行わないものとする。ただし、非居住者個人が総合所得を得た場合は、月次または収入が発生した都度、個人所得税を計算しなければならない。

2. 基礎控除額の調整

- 居住納税者に対し、月度控除を調整して年度控除とし、控除基準を引き上げて年6万元とした。
- 非居住者個人に対しては、賃金給与所得の基礎控除額を引き上げて月5000円とした。

3. 特別追加控除という項目を新たに設け、子女の教育、継続教育、重大疾病の医療費、住宅ローンの利子あるいは家賃、高齢となった親の扶養など生活面の支出の一部は課税所得から控除できるようにし、税負担を軽減した。

4. 新たに租税回避防止条項を設け、税務機関は以下の状況に対して納税調整を行うことができるとした。

- (1) 個人が行う関連者間取引が独立取引の原則に合致せず、個人または関連当事者の課税額を減少させている場合。
- (2) 居住者個人が支配するか、またはその他の居住者企業と共同で支配する企業で、実際の税負担が明らかに低い国（地域）に設立され、合理的な経営の必要性がなく、居住者個人の利益に帰属すべき利益について分配をしていないか、配当を減少させている場合。
- (3) その他の合理的な商業目的のない取り決めにより不当な税収利益を得ている場合。

5. 徴収管理の措置を強化し、公安、金融監督管理などの機関は、税務機関に納税者情報を提供する義務を負うとした。さらに、納税者には各種の課税所得について確定申告を行う義務があることが規定され、関連細則の制定・公布が今後予想される。

6. 一部の従前の租税優遇政策については継続執行することを決定した。

(1) 現地従業員個人の利益に切実に関わる、「年1回賞与」についての優遇徴税措置はなお3年間継続するものとし、2021年12月31日まではその年の総合所得に含めず、現行の優遇措置に従い単独で納税を行う。

(2) 労働契約の解除にかかる経済補償金などの収入を従業員が得た場合、所在地の前年の従業員平均賃金の3倍を超えない部分については、引き続き個人所得税の徴収を免除する。3倍を超える部分については、その年の総合所得に含めず、単独で納税申告を行う。

(3) 外国籍の居住者個人の租税優遇政策として、2019年1月1日から2021年12月31日までの期間、以下のうちいずれかの納税方式を選択し採用することができる（両方は選べず、1納税年度内は納税方式を変更できない）。

- 新法規定により個人所得税の特別追加控除を適用する。
- 旧法規定の住宅手当や、語学研修、子女の教育費などの補助について、免税優遇政策を受ける。

◇日系企業へのアドバイス

新法によって確立された徴税体制は、外国人、中国人従業員のいずれにも直接的な影響をもたらしません。新法の執行方法は、旧法に比べ複雑なものになるため、本社、現地法人、駐在員個人のいずれの立場においても、新法の内容に対する十分な理解と認識を持ち、各地方政府による新法の執行状況に注意を払う必要があります。

花火・爆竹禁止エリア、郊外にも拡大＝上海市

中国ニュースサイト、新浪新聞が21日伝えたところによると、上海市当局はこのほど、花火・爆竹の使用・販売禁止エリアを、従来の外環状線以内の市街地から、今年は郊外の政府機関や学校、商業施設、重要文化財建造物の周辺に広げると発表した。

重度の大気汚染日には、市内全域で花火の打ち上げを禁じる。違反者には最大500元の罰金が科される。

花火や爆竹の打ち上げは春節（旧正月、今年は2月5日から）の風物詩で、市当局は大みそかに当たる同4日や、お金の神様を迎える日の前日（同8日）の夜間に、ボランティアも動員して取り締まりを強化する。（上海時事）

太陽電池ガラスの福莱特、上海証取に上場へ＝浙江省

21日付の中国紙、中国証券報（A21面）によると、浙江省嘉興市に本拠を置くガラスメーカー、福莱特玻璃集団はこのほど、中国証券監督管理委員会から上場許可を取得した。近く新規株式公開（IPO）で上海証券取引所に上場する。

同社は1998年設立の民営企業。特に太陽電池用ガラスの有力メーカーとして知られる。安徽省で鉱山を開発し、一貫生産体制を構築している。また、ベトナムで工場建設を進めており、海外事業を強化している。

同社の2018年1～6月期業績は売上高が14億6200万元、純利益が2億1290万元だった。（上海時事）